

令和 5 年度第 3 回埼玉県児童福祉審議会議事録

令和５年度第３回埼玉県児童福祉審議会

日時：令和６年２月１４日（水）

１０時～１１時

場所：Ｗｅｂ開催

- １ 開会
- ２ 少子化対策局長あいさつ
- ３ 審議事項
 - （１）作業部会設置要綱案の審議について
 - （２）児童福祉審議会における部会について
 - （３）児童福祉審議会委員定数の変更に伴う審議会規則の改正について
- ４ 閉会

出席委員（13名） ※委員長・副委員長以下50音順

田 口 伸 委員長	寺 蘭 さおり 副委員長
石 丸 靖 子 委員	川 澄 馨 子 委員
神 山 幸 恵 委員	坂 本 仁 志 委員
清 水 将 之 委員	塚 越 優 子 委員
福 田 由美子 委員	藤 野 美佐子 委員
本 田 尚 美 委員	若 山 清 和 委員
渡 辺 大 委員	

欠席委員（4名）

菅 原 文 仁 委員	鈴 木 勝 委員
長 根 亜紀子 委員	保 角 美 代 委員

◎開 会

○ 司会（少子政策課 飯塚副課長）

定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第3回埼玉県児童福祉審議会を開会いたします。

本日は大変お忙しいところ、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、Webによる開催とさせていただきますことに御理解をいただきまして、ありがとうございます。

私は少子政策課の飯塚でございます。議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、資料は事前にお送りさせていただいておりますが、確認をさせていただきます。資料1といたしまして、埼玉県児童福祉審議会規則。資料1-2といたしまして、埼玉県児童福祉審議会の委員の名簿でございます。資料の2といたしまして、作業部会設置要綱案。それから資料3といたしまして、埼玉県こども計画（仮称）の構成イメージでございます。資料4といたしまして、作業部会員選考実施要領でございます。続きまして資料5といたしまして、児童養護部会審議結果報告。それから、資料6といたしまして、児童福祉審議会における部会について。資料7といたしまして、児童福祉審議会委員定数の変更に伴う審議会規則の改正について、でございます。

次に、会議の公開について、御説明をさせていただきます。埼玉県児童福祉審議会規則第9条により、会議は公開といたしまして、出席委員の3分の2以上の議決があった場合は、公開しないことができるとされております。本日の会議は、原則に基づき、公開いたします。

それから、本日は傍聴を希望される方はおりません。

◎福祉部 少子化対策局長あいさつ

○司会

それでは、福祉部 少子化対策局長の岩崎から御挨拶を申し上げます。局長お願いいたします。

○岩崎少子化対策局長

はい。委員の皆様には公私ともにお忙しいところ、本日「埼玉県児童福祉審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また本日は、Webでの開催につきまして、御協力いただきまして、誠にありがとうございます。今後もWeb開催を基本として、必要に応じて対面での開催としていく予定でございます。

すので、引き続き御協力いただけると幸いです。

本日の審議事項といたしましては、埼玉県こども計画、こちらはまだ仮称でございますけれども、この計画は令和7年度からの計画になっておりまして、今年度、そして令和6年度と策定作業を進めて参りますが、その策定作業にあたりまして、部会を設置したいと考えておりますので、その要綱案の審議をしていただくとともに、児童福祉法が改正になりまして、新たに子供の意見聴取、そして意見具申をできるような仕組みを考えておりますので、児童福祉審議会において、それに関する新たな部会を設置したく、御審議いただければと思っております。

さらに、12月末に閣議決定されましたが、こども大綱を受けまして、今後、児童福祉審議会の定数の増加に柔軟に対応するためにも、審議会規則の改正も考えておりますので、そちらの方も御審議いただければと思っております。

県におきましては昨日、県の予算案を記者発表させていただきましたけれども、子供の関係の予算に、多くの施策を盛り込ませていただきました。

今後とも、こどもまんなか社会の実現に向けまして、多くの取り組みを進めて参りたいと考えておりますので、委員の皆様にはお力添えいただけるよう、心からお願い申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

◎委員紹介

○司会

本日御出席いただいております委員の皆様の御紹介につきましては、皆様、画面に映っておりますので、恐れ入りますが、割愛をさせていただきます。なお、菅原 文仁 様、鈴木 勝 様、長根 亜紀子 様、保角 美代 様におかれましては、御欠席となります。

本日は、新しい委員が出席されておりますので、御紹介をさせていただきます。資料1を御覧ください。先の2月9日に、児童福祉審議会の委員数に関する規則を、「十六人以内」から「十七人以内」に改正をさせていただきました。

資料1－2の名簿の通り、この度、青少年の分野の専門家として、NPO法人さいたまユースサポートネット 就労事業・総括責任者 石丸様が御就任されました。

石丸様は、上尾市子供若者支援地域協議会の委員など、日頃から高校生などの、ひきこもり復帰支援、貧困対策に従事しており、その御経験を踏まえた御意見を賜りたいと考えているところでございます。石丸様から一言、御挨拶をお願いいたします。

○石丸委員

NPO法人さいたまユースサポートネットで就労支援事業を主に担当しております、石丸と

申します。よろしくお願いします。私どもの団体は、さいたま市見沼区堀崎町というところで、見沼区役所のそばなのですけれども、そちらを本部拠点としまして活動をしております。

団体としましては、子供の居場所、また小中高校生の学習支援教室、39歳までの若者の居場所、あと私が直接担当しております、若者就労支援事業を運営しております。私自身は、高校生ぐらいの10代後半から30代ぐらいの若者の働くための相談に日々応じております。

相談者のほとんどが、過去に不登校やひきこもりの経験がある方が多く、なかなかすぐに社会で働くのが難しいというような方の、就労とか自立のサポートをしております。

現在は、先ほど御紹介いただきました、上尾市子ども・若者支援地域協議会の他、さいたま市発達障害者支援連絡協議会の方にも出席させていただいております。こうした審議会は、なかなか不慣れなところも多々ございますが、自分のできることで1人でも多くのお子さんの力になることができればというふうに思っております。どうぞよろしくお願いします。

◎出席状況報告

○司会

ありがとうございます。続きまして、審議会の定足数について、御説明を申し上げます。埼玉県児童福祉審議会規則第六条第2項により、審議会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないとされております。本日の審議会は、委員17名中、13名の御出席をいただいておりますので、審議会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

現在、初期設定で、委員の皆様のマイクがミュートとなっておりますが、発言をいただく場合には、マイクをオンにしていいただければと思います。リアクションボタンで、挙手をクリックしていただき、指名されましたら、お名前をおっしゃってから御発言をいただければと思います。発言が終わられましたら、リアクションボタンで「手をおろす」をクリックしていただき、再びマイクをミュートにしていいただくようお願いいたします。

それでは議事に入ります。ここからは埼玉県児童福祉審議会規則第5条第1項の規定に基づき、田口委員長様に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○田口委員長

皆さんこんにちは、委員長の田口です。それでは次第に従いまして進行して参りますので、皆さん御協力をお願いいたします。

◎議事録署名委員選出

○田口委員長

審議事項に入る前に、埼玉県児童福祉審議会規則第10条第2項に基づき、本日の議事録署

名委員を御指名いたします。本田委員、塚越委員にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。本田委員、塚越委員には後日事務局より議事録の確認・署名を依頼いたします。

◎議 事

(1) 作業部会設置要綱案の審議について

○田口委員長

それでは、議事に移りたいと思います。審議事項3(1)作業部会設置要綱案の審議について、事務局から説明をお願いいたします。

○尾崎少子政策課長

少子政策課長の尾崎でございます。私の方から、作業部会設置要綱案の審議について御説明をさせていただきます。資料2を御覧ください。作業部会設置要綱案でございます。埼玉県こども計画(仮称)でございますが、令和7年度から11年度の計画の策定に当たりまして、作業部会を設置いたしたいと存じます。作業部会の主な取り組みといたしましては、設置要綱の第二条第1項にありますように、「埼玉県こども計画(仮称)の策定に関すること」ということでございます。

作業部会の具体的な業務といたしましては、計画案を作成させていただき、それを審議会、この場でございますけれども、御審議いただきまして、いただいた意見をまた部会で議論しまして、また審議会にお戻しするという形を考えてございます。

資料3を御覧ください。埼玉県こども計画(仮称)は、埼玉県子育て応援行動計画と、埼玉県青少年健全育成・支援プランの内容を踏まえるとともに、こども基本法第10条により、12月に閣議決定されたこども大綱を勘案する必要があるがございます。

この構成イメージを踏まえまして、作業部会の構成メンバーに関しましては、資料2の2ページ目、別表でございますが、こちらを御覧いただければと存じます。

埼玉県こども計画(仮称)は、埼玉県子育て応援行動計画が、先ほど申し上げました、埼玉県青少年健全育成・支援プラン、そしてこども大綱を踏まえ、非常に幅広い分野から成り立つ計画でございますので、部会につきましても、幅広い分野から選定をさせていただいたところでございます。

青少年の関係に関しましては、先ほど御紹介をさせていただきましたけれども、本議会の審議会の委員でございます石丸様に、行政の立場からは私が、児童福祉の関係では、これも審議会の委員でございますが、坂本様に、母子保健の関係では、公益社団法人埼玉県看護協会の専務理事でいらっしゃいます、佐藤様。子供の居場所関係では、一般社団法人埼玉県こども食堂

ネットワークの代表理事でいらっしゃいます、東海林様。保育の関係では、本審議会の委員でございます、塚越様。そして、学童の関係につきましては、埼玉県学童保育連絡協議会の事務局次長でいらっしゃいます、羽澤様。家庭教育の関係では、本審議会委員でございます、福田様。里親の関係では、保角様、ひとり親の関係では、本田様が、御参画いただければと思います。その他、公募の委員を含めて11名というふうに考えてございます。

本計画に関しましては、こども基本法第一条の趣旨に基づき、今、お話を申し上げました、10名の皆様の他に、作業部会の公募を行いたいというふうに考えてございます。公募につきましては資料4、作業部会員選考実施要領に基づき、厳正に審査をいたしますので、人選については、事務局に御一任をいただければというふうに考えております。

なお公募の委員につきましては、若者・子育て当事者の意見を反映させるということからですね、それに該当する方を人選して参りたいというふうに考えます。

委員の皆様の御了解をいただけたら、明日15日に公募に関しての記者発表を行いまして、候補者が決定してから改めて作業部会の名簿に追加し、要綱の改正へと移らせていただきたいと思いますと考えております。委員の皆様には、御了承賜りますよう、お願い申し上げます。私からは以上です。

◎質問・意見

○田口委員長

ただいま説明がございましたけれども、御質問・御意見ございますか。特に挙手の方はいらっしゃらないようですけれども、もしいらっしゃいましたらお声を上げていただければと思いますが、よろしいでしょうか。それではこの案件につきましては、御了解いただいたということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。少子政策課長、特にありますか。なければ次に進みたいと思います。

○尾崎少子政策課長

はい、ありません。ありがとうございます。

○田口委員長

はい、ありがとうございました。

◎議事

(2) 児童福祉審議会における部会について

○田口委員長

それでは次に、審議事項3の(2)、児童福祉審議会における部会について、事務局から説

明をお願いいたします。

○菊池こども安全課長

はい。こども安全課長菊池でございます。

まず児童養護部会における審議結果を御報告申し上げます。児童養護部会における審議結果につきましては、前回の児童福祉審議会で令和５年度第２回児童養護部会までの審議結果を御報告しております。本日は前回以降に開催されました、令和５年度、第３回から第５回の児童養護部会の結果を御報告いたします。

児童養護部会は、里親の認定に関する事項、児童相談所の行う措置に関する事項、被措置児童等虐待の報告に関する事項について、調査審議することとされております。

これらの審議事項につきまして、埼玉県児童福祉審議会規則第七条第６項の規定により、部会の議決をもって審議会の議決とすることとされており、同条第７項の規定により、審議結果を児童福祉審議会に御報告することとされております。

なお児童養護部会の審議は、児童や里親希望者などの個人情報等を取り扱うことから、非公開で行っております。このため本日の報告につきましては、個人情報を含まない形での報告となりますので、御了承くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは資料５を御覧ください。始めに１の里親の認定に関する審議について、御報告いたします。これは里親になることを希望するものについて、その適否を御審議いただくものでございます。（１）の開催及び審議状況の通り、令和５年度第３回から第５回の児童養護部会において、里親となることを希望する３４世帯について御審議いただきました。３４世帯すべてについて、里親として認定することが適当との答申をいただいております。

次に（２）の認定、里親の登録の状況でございますが、まず、アの種類別を御覧ください。里親の種類といたしましては、保護者のない児童や、保護者に監護させることが不適当な児童を養育する養育里親や、それからこの養育里親のうち、特に被虐待児や、非行児、または障害児を養育する専門里親や、養子縁組により養親となることを希望する養子縁組里親、それから児童の両親が死亡・行方不明・拘禁・入院などの事情により、養育できない場合に、扶養義務のある親族が養育する親族里親、以上の４種類があります。重複して登録することも可能です。

里親として認定することが適当との答申をいただいた３４世帯のうち、養育里親としてのみの登録が１１世帯、この１１世帯のうち２世帯が専門里親、養育里親と養子縁組両方への登録が２３世帯となっております。また今回養子縁組のみの里親さんと親族里親の登録はございま

せんでした。

次にイの職業別、ウの年齢別につきましては、資料の通りでございますので御覧いただければと思います。

里親認定に関する審議については、以上でございます。

続きまして、2の児童相談所の取る措置に関する審議について御報告いたします。これは児童相談所が児童について、虐待などで施設入所等の措置が必要であると判断したにもかかわらず、これに保護者が反対の意向を示した場合など、児童相談所の方針の適否を御審議いただくものでございます。施設入所については一応、本来、親権者の同意が必要となりますので、反対の意向を示した場合は、審議会に適否を御審議いただいた上で家庭裁判所に申し立てるという形になります。御審議いただいた14件全てについて、児童相談所の方針通り、施設入所等の措置を取ることが適当であるとの答申をいただきました。

続いて、3の被措置児童等虐待事案の報告について御報告いたします。前回報告以降、児童相談所が措置した児童について、被措置児童等虐待に係る通告のあった7件について、事実確認を行い、2件については被措置児童虐待と認め、結果を児童養護部会に報告いたしました。

児童養護部会における審議結果の報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議事

(1) 児童福祉審議会における部会について

○田口委員長

はい。続けて説明をお願いします。

○菊池こども安全課長

それでは引き続きまして児童福祉審議会における部会について御説明いたします。資料6を御覧ください。資料6の左側の青い、ブルーの背景になっておりますところにも書いてありますように、令和4年の児童福祉法の一部改正によりまして、都道府県の業務として、社会的養護を必要とする児童の意見、又は意向に関し、県児童福祉審議会その他の機関において調査審議及び意見具申を行うことが位置付けられました。

本件におきましては、本児童福祉審議会に設置することについて、5月の第1回会議において御審議いただいております。実際の対応について対応概要(案)を御覧ください。児童福祉審議会に新たな部会を設置するとするものです。具体的な内容については2枚目を御覧ください。新設部会の調査審議事項ですが、児童福祉法に則り、児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置、その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対す

る児童の意見または意向に関することになります。児童養護施設その他施設への入所措置においては、現在、児童養護部会において対応しております。そういう点について御説明させていただきます。

養護部会は、児童福祉法第二十七条第6項の規定により、知事は児童相談所の措置において児童または保護者の意向と一致しないときなど、児童福祉審議会の意見を聴取するという規定に基づき、知事からの諮問を受けて審議を行うものです。

先ほど出ましたいわゆる児童相談所の措置について、子供、保護者の意向と、相談所の意向が違うときなどに審議いただくものになります。

それに対して新しい新設部会については、児童から申し立てられた意見または意向に対し、調査審議等を行うものになり、主体が異なります。

簡単に申し上げますと要は、先ほど言った施設入所などの場合に、例えばお子さん。子供としては家に本来は帰りたいのに、施設の方が示された。また逆に、施設に行きたいのに、家に帰るような方針が示された場合などに、こうした新設部会に、子供自身が申し立てをするという形になります。

なお、児童養護部会が児童または保護者の意向と一致しない場合などであることから、要は、養護部会の方は施設に入っているお子さん、施設の、委員の中に、要は施設の関係者がいらっしゃったりとか、児童養護部会と同一の案件について、例えば児童相談所から、養護部会に申し立てられた事項、例えば施設に入りたいということで申し立てられた事項が、同じ内容で子供の方から新設部会に、私は実は施設には行きたくないんだというふうに申し立てられるということも考えられます。

そういう事態が生じますので、新たに部会を設けるということになります。本件としては、今回の児童福祉法改正の趣旨である、子供の意見聴取の仕組みの整備、そして子供の権利擁護ということを重視して、子供の意見に基づく調査審議を行う部会を、児童養護部会とは別に設置するものです。

1枚目にお戻りください。部会の構成員ですけれども、規則に則り、他の部会同様、児童福祉審議会委員のうちからの選出となります。子供の意見意向を中立的な立場で、調査審議をする必要があることから、措置と直接関係ない方から選出するものです。

また、部会の新設にあたっては、審議会規則の改正を行うこととなります。令和4年の児童福祉法改正の施行日と合わせて、令和6年4月1日施行とするものです。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎質問・意見

○田口委員長

はい、説明ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして、御質問・御意見ございますでしょうか。

○菊池こども安全課長

補足で少し説明をさせていただきます。いわゆる社会的養護、児童相談所で措置するお子さん、児童養護施設ですとか、里親さん、それからその他の児童福祉施設、乳児院とか、児童福祉施設がございますけれども、そういった社会的養護にかかるお子さんの今回この児童福祉審議会の新設部会で、児童の処遇に対しての、権利擁護に係るということとあわせて、今度、児童の意見表明等支援員というものを配置しまして、そちらの方、いわゆる子供の意向を、意見表明を支援していく者を配置する形になります。

来年度以降、こうした意見表明等支援員という言い方をしますけれども、意見表明等支援員を研修等行って養成をしていって、将来的には児童相談所の一時保護所でありますとか、児童養護施設でありますとかそういったところに入所しているお子さんの、意見表明を支援していく。なかなか自分の気持ちを素直にこう言えないお子さんも多々いらっしゃると思いますので、例えば施設に入っているお子さんで、家に帰りたいのだけれども、なかなかそういうことが、相談所の職員や施設の御担当の方なんかも子供と説明をしたりですとか、話し合って日々しているのですけれども、なかなか子供自身としてはなかなか私の意見が、意向が通らないというところで、第三者の方に少し話を聞いてもらいたいみたいな場合が起きた場合に、こういった意見表明等支援員の方が、子供の意向をこう話をするのを、気持ちを整理するのを、支援をして、必要によっては今度新設される部会の方に申し立てをするような形になります。

こうした権利擁護の取組をこの新設の部会と合わせて、意見表明等支援員を養成・配置していくというふうなことで、来年度以降考えております。すみません、ちょっと併せて補足で説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○田口委員長

はい、ありがとうございました。今のところちょっと挙手の方が、私が画面上で見ているんですけれども、いらっしゃるようなのですが。よろしいでしょうか。

それでは、まず養護部会につきましては、いわゆる児童相談所による措置についての諮問を受けて審議するということですが、新しい部会につきましては、調査審議意見具申ということで、その実際の権限といいますか、その辺のところは、例えば、養護部会なんかの意見

と食い違うような場合とか、その辺がありましたら、どのような形で対応していくのか、想定されていることとかございますか。

○菊池こども安全課長

そうですね、そういうことも想定をされているので、場合によってはこういう本体の方で諮るとかっていうことも場合によって必要になるかと思うのですけれども、ちょっと新しい仕組みなので、実際に動かしていかないとわからないところも正直いってあると思いますので、実際この意見が分かれた場合は、両方の部会で改めてもう1回話し合っていただいた上でどういう対応していくかっていうことは、検討していかなくちゃいけないかなと今のところはそのような想定をしております。

○田口委員長

意見具申ということなので、どれだけの効力といいますか、それに対してどのような形で評価されるのかなというところが、ちょっとなかなかはっきりわからないようなところもありました。

○菊池こども安全課長

現在の養護部会も、児童相談所の方が諮問をして、委員さんの方からまだ施設入所は早いのではないかと、もう少し親御さんと話し合う必要があるのではないかとということで、答申いただいた場合は、すぐに措置ということはないので、同じように、いただいた意見に基づいて、子供なり関係者の方とはまず話し合いをしていって、そちらの方向になるように努力はまずしていくと。ただ一方では、明らかにひどい虐待を受けている、例えば仮のお話ですけれども、お子さんの家庭で、とても家庭が引き取る状況がないという段階の中では、なかなか現実には、引き取れるのかという話も出てくると思いますので、その辺はきちんと調査の上でまた改めて新設する部会に諮るとか、そういったことで、工夫をしていきながらお子さんの希望を極力実現していくためにはどうしたらいいかということ、考えていくのがベターかなというふうに思っておりますけれども、基本的には出た答申についてもそちらの方向をまずは検討していく形になるかなと思っております。

○田口委員長

それで意見具申というのは、こういうような裁量をよりしていって検討していただきたいとか、そのような方向でいろんな助言的な形も含めて、行っていくというようなことでしょうかね。

○菊池こども安全課長

そういうイメージであります。

○田口委員長

それからもう1つ、子供からの申し立てというのが、部会の方にできるようなのですけれど、これは意見表明等支援員はいなくても、本人自身として、できるような仕組みとしてよろしいわけですね。

○菊池こども安全課長

はい。あくまで、本人が直接できる仕組みになっておりますので、意見表明等支援員を介さなくても、申し立てができるという形になります。

○田口委員長

はい。かなり子供たちへの周知というかその辺のところが、必要になる仕組みかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。皆さんの方からはいかがでしょうか。疑問点とか。

来年度からの計画ということにはなりますけれども、スケジュール的にはどのような形になるのか今わかっている範囲で教えていただければと思います。

○菊池こども安全課長

規則の方の改正を行いまして、来年度の審議会の方で、委員を選出するという形になりますので、具体的に動き出すのはそれ以降という形になるかと思うのですけれども、先ほどお話ししました意見表明等支援員、1枚目の右側にいわゆるアドボケイトと言われるものですが、そちらの支援員の養成とあわせて、セットで動かしていきたいと思っていますので、いわゆる先ほどお話いただいた子供への周知とかも含めて、できるだけ今のうちに速やかにとしか言えないところがあるのですけれども、そういったことをあわせてセットで来年度動いていきたいと思っております。

○田口委員長

わかりました。

○尾崎少子政策課長

議長、川澄委員が手を挙げております。

○田口委員長

はい、では川澄委員お願いします。

○川澄委員

はい、ちょっと聞き逃していたら申し訳ないのですが、2点あります。

まず1点、この児童福祉審議会の新設部会のメンバーは、今の児童養護部会とのメンバーとは多分かぶらない、全然かぶらないっていう認識でまず合っている、ということでよかったですか。

○菊池こども安全課長

一部はかぶる、重複する可能性もあるのですが、ただ、施設関係者ですとか、そういった何か利害関係というのですかね、そういった方は委員にはならないという形になります。

○川澄委員

わかりました。もし重複する人がいる場合には、県の方の同じ案件について両方の立場で審議をする可能性があり得るっていうことになるのでしょうか。

○菊池こども安全課長

はいそうですね、可能性としてはあり得ます。

○川澄委員

わかりました。では、このために追加で児童福祉審議会のメンバーを増やすとか、例えば弁護士だったら、私弁護士なのですが、弁護士会から2名になるとか、そういうことは今のところは予定をしていないということで合っていますか。

○菊池こども安全課長

現時点では、審議会のこのメンバーの中からというふうに考えております。

○川澄委員

わかりました。児童福祉審議会のメンバーを増やすということも今は予定していないということで、はい、わかりました。ありがとうございました。

あともう1点なのですが、先ほど、この意見具申とか調査という話なのですが、具体的な調査に、この新しい新設の部会の委員が、何か調査活動をしたりだとか、聞き取りをしたりだとか、そういうことは想定されていますか。

○菊池こども安全課長

いえ、今の時点では事務局に調査員を配置して、事務局のものが調査をする形を考えてはいるのですが、その辺は、委員さんのお話を伺いながら場合によっては、そういったことも可能性としては直接調査っていうのはあるのかなとは思っております。

○川澄委員

わかりました。場合によってはそのお子さん本人が支援員の方と一緒に部会に来て、意見具申をしたりとか意見を表明したりするということも可能性としては想定されると。わかりまし

た。ありがとうございます。

○田口委員長

はい、他の委員から何かございますでしょうか。

○尾崎少子政策課長

議長、ひとり親連合会の本田委員様が手を挙げてございます。

○田口委員長

そうですか。はい。では本田委員お願いします。

○本田委員

はい。埼玉県ひとり親福祉連合会の本田と申します。意見表明等支援員の役割が重要になってくるかと思いますが、弁護士さん社会福祉士さん等から養成するという形で、書かれておりますけれども、これはどういった、誰が、どういった形で養成をするのか、教えていただけたらと思います。

○菊池こども安全課長

県の方で来年度以降、研修を行って、当面の間は弁護士さんとか社会福祉士さんとか、臨床心理士さん公認心理士さんとかの職能団体の方にもお願いしながら、意見表明等支援員になっていただこうと考えております。

ただ、将来的にはそういった方だけではなくて、例えば、いわゆる施設を退所したお子さんたちでありますとか、そういった社会的養護に関する人達であるとかそういったものを含めて広く、意見表明等支援員になっていただこうとは考えておりますけれども、当面の走り出しの部分ではこういった専門家の方々をお願いしようかなと考えております。

○本田委員

はい。わかりました。ありがとうございました。

○田口委員長

はい。他の方、いらっしゃいますか。新しい試み、いろいろと実際に動き出しながらまた検討していくということも多々あろうかなと思いますけれども、この方向につきましては、皆さん御了解いただいたということでよろしいでしょうか。すみません、画面で一部しか見えませんので、もしありましたらお声を上げていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

◎議事

(3) 児童福祉審議会定数の変更に伴う審議会規則の改正について

○田口委員長

では次に審議事項の３の（３）児童福祉審議会定数の変更に伴う審議会規則の改正について、事務局で説明をお願いします。

○尾崎少子政策課長

はい、改めまして、少子政策課長の尾崎でございます。私の方から、児童福祉審議会委員定数の変更に伴う審議会規則の改正について御説明をさせていただきます。資料７を御覧ください。

埼玉県こども計画（仮称）につきましては、御存じの通り、１２月２２日に閣議決定されました、こども大綱、また、こども基本法などを勘案する必要があることから、非常に幅広い分野から成り立つ計画になります。

こども大綱では、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援、こどもの貧困対策の推進、障害児への支援、不登校等の子供・若者への支援などが謳われておりまして、これは埼玉県子育て応援行動計画や、埼玉県青少年健全育成・支援プランに既に位置付けられている内容でもあります。

一方で、こども基本法第十一条に基づく子供施策に、子供や子育て当事者の意見を反映させるための取り組み、「こども政策ＤＸ」、子供優先レーン、いわゆるこどもファストトラックを始めとした子育てにやさしい社会づくりのための意識改革など、新たに追加を検討する必要があるものもございます。

そのため、今後の検討に専門家が必要となる可能性があるため、柔軟に委嘱できますよう、委員定数を、２０人に引き上げたいと考えております。そのため、埼玉県児童福祉審議会規則第二条につきましては、現在の「十七人以内」から「二十人以内」に改正させていただきたいと考えております。委員の皆様には、御了解賜りますようお願い申し上げます。私から以上でございます。

◎質問・意見

○田口委員長

はい、ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ございますでしょうか。

○尾崎少子政策課長

議長、清水委員が手を挙げております。

○田口委員長

はい、では清水委員をお願いします。

○清水委員

はい。よろしくお願いします。２の規則の改正について、様々な分野の専門家を柔軟に委嘱できるという一文が、下から３行目でしょうか、示されているところですが具体的な分野の専門家を委嘱を行う点で何か想定をされているような専門家がいらっしゃるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○尾崎少子政策課長

はい。今現在では、実はこの分野の専門家というのは、検討はございません。先ほど説明を申し上げましたが、いわゆるこども基本法第十一条に基づくこども施策、いわゆる子供の意見を反映させるですとか、こどもＤＸ、こどもファストトラックなどにつきましては、例えば、その利用の当事者ですとかそういったものも、意見を聞くことになっているのですけれども、そういった委員さんが今のところ入っておりませんので、もし、そういった委員さんも追加が必要になった場合に、実は内情を申し上げますと、前回１６人から１７人に、春に変更させていただきましたが、変更の審議会をやった後に選定をし、また皆さんの方にお戻しするという、手続きを踏まえていますと時間が少し長いものですから、毎度毎度この委員の変更というのも、申し訳ないということがありまして、この２０人という数字は埼玉県審議会のルールの数字でございまして、その上限を数字に入れていきたいというふうに考えております。以上です。

○清水委員

はい、どうもありがとうございます。

○田口委員長

他に意見ございますでしょうか。御質問よろしいですか。

今回の策定に向かうこども計画なのですけれども、非常に盛り込まれることとかまた手法などにつきましても、これまでにない取組みで、そういったところでは委員さん、また作業部会の方にもいろいろ御苦労いただくことになろうかなと思いますけれども、柔軟に速やかに対応できるようにということで、委員会枠も十分とっておくという趣旨かなと思います。皆さん御了解いただきたいということで、よろしくお願いいたします。

以上につきまして、本日の審議事項につきまして終わらせていただきます。本日は貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。進行の方を事務局にお返しいたします。

◎閉 会

○司会（飯塚副課長）

はい。本日はありがとうございました。次回の審議会は、令和6年4月頃を予定しております。改めて、事務局の方から日程調整の御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和5年度第3回埼玉県児童福祉審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

議事の内容について、以上のとおりで相違ありません。

委員長 田口 伸

署名委員

委員 塚越 優子

委員 本田 尚美